

朝来市議会だより



第93号

令和6年
12月定例会

12月定例会一般質問の様子

議案審議／補正予算
／賛否の状況

百条委員会

辞職勧告決議

請願／
辞職勧告決議

政治倫理審査会

パブコメ結果等

委員会調査報告
／請願／一般質問

一般質問

正副議長就任挨拶／
日程／3月定例会の予定

議案審議

12月定例会が、11月28日から12月24日まで、27日間の会期で開かれ、条例の一部改正、指定管理者の指定、令和6年度補正予算などが提案されました。

条例改正等については所管する常任委員会で、補正予算については予算決算特別委員会で審査を行いました。

□銀谷銀山町ミュージアムセンターの指定管理者の指定について

□銀谷銀山町ミュージアムセンターの設置の目的を効果的に達成するため、南の浅田邸管理委員会会長の萩野喜代一氏を指定管理者として指名しようとするもの。総務常任委員会で審査し、全会一致で原案のとおり可決しました。

質疑

問 今回、同じ団体を指定管理者として指定するに当たって、新陳代謝というか、新しいメン

バーが入られるとか、そういった動きがあるのか。

また、食事処としての活用を図っていくということだが、今後メニューを増やしていくに当たって、食の専門家等をお願いしていくのか。

答 指定管理の更新に当たり、浅田邸については今回で退きたいという方もあったが、数名の補充が可能であることから引き続き指定管理が可能となった。食事処については、新しいメニューを含めた中で、何がしかのアクションができるのではないかと期待している。



▲□銀谷銀山町ミュージアムセンター（旧浅田邸）



（議案第67号）

令和6年度一般会計補正予算

令和6年度一般会計補正予算（第4～7号）は、現行予算額から合計3億3,930万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ217億4,790万円とするものです。

予算決算特別委員会で審査し、全会一致で可決しました。

質疑

問 ジュピターホールの大改修について、工事進捗率が当初の

予定よりかなり低くなっているが、令和7年12月完成に向けて無理なく工事が進むのか。

答 電気機械、空調設備及びエレベーター等の製造納品見込みが当初の予定より遅れているが、月2回、業者と関係者で工程会議を行っており、現在のところ、スケジュールどおり令和7年12月で工事が完成する予定である。



補正予算（第5号）

補正予算（第4号）【専決処分】の内容

- 衆議院議員総選挙、兵庫県知事選挙の執行に伴う増額 ……6,100万円

補正予算（第5号）の主な内容

- 和田山ジュピターホール改修に係る各年度の工事費の変更等に伴う減額 ……▲8億8,554万2,000円
- ふるさと寄附金収入見込額の増加に伴う返礼品代金等の追加 ……1億5,000万円
- デマンド型乗合交通（あさGO）朝来エリア内の本格運行開始に際しての乗降場所表示の設置に係る委託料の追加 ……437万3,000円
- 部活動振興補助金の追加 ……369万5,000円
- 朝来中学校特別支援教室等の環境整備に伴う工事請負費等の追加 ……348万2,000円

補正予算（第6号）の主な内容

- 人事院勧告に伴う職員人件費等の追加 ……1億7,160万円

補正予算（第7号）の内容

- 低所得世帯支援給付金等の追加 ……1億190万円

12月定例会で審議した議案等に対する賛否の状況

議 案 名		上田	横尾	松井	水田	加藤	関	吉田	尾崎	藤原	足立	西本	浅田	藤本	日下	森下	嵯峨	淵本	森田
		幸広	正信	道信	文夫	貴之	綾乃	俊平	里美	正伸	義美	英輔	郁彦	邦彦	茂夫	恒夫	博	稔	龍司
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度朝来市一般会計補正予算(第4号)について)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第64号	朝来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第65号	朝来市鉱石の道神子畑交流館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第66号	朝来市旧生野鉱山職員宿舍の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第67号	口銀谷銀山町ミュージアムセンターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第68号	令和6年度朝来市一般会計補正予算(第5号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第69号	朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第70号	朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第71号	朝来市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第72号	令和6年度朝来市一般会計補正予算(第6号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第73号	令和6年度朝来市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第74号	令和6年度朝来市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第75号	令和6年度朝来市水道事業会計補正予算(第3号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第76号	令和6年度朝来市下水道事業会計補正予算(第2号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
議案第77号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第78号	令和6年度朝来市一般会計補正予算(第7号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
請願第2号	吉田俊平議員の辞職勧告決議を求める請願について	○	○	○	○	×	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
請願第3号	吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願について	○	○	○	○	×	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
請願第4号	飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費用の助成に関する請願について	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
請願第5号	「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第7号	吉田俊平議員の謝罪文朗読拒否に対する非難決議について	○	○	○	○	○	欠	*	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	
発議第8号	吉田俊平議員に対する辞職勧告決議について	○	○	○	○	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
発議第9号	持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第10号	朝来市議会基本条例の一部改正について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第11号	朝来市議会政務活動費の交付に関する条例の全部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第12号	朝来市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第13号	朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第14号	朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第15号	関綾乃議員に対する辞職勧告決議について	○	○	○	×	*	×	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	×	×
発議第17号	吉田俊平議員に対する辞職勧告決議について	○	○	○	×	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
-	朝来市議会議員倫理条例第12項第1項の措置を講ずる件(朝議第28号)について	○	○	○	○	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
-	朝来市議会議員倫理条例第12項第1項の措置を講ずる件(朝議第29号)について	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
-	朝来市議会議員倫理条例第12項第1項の措置を講ずる件(朝議第30号)について	○	○	○	×	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

賛成した議員は○ 反対した議員は× 欠席した議員は欠

※議長には通常、表決権がありません。 *自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

百条委員会 調査中間報告

— 請願受理及び個人情報
取扱事務調査特別委員会 —

議案審議／補正予算
／賛否の状況

百条委員会

辞職勧告決議

請願
／辞職勧告決議

政治倫理審査会

パブコメ結果等

委員会調査報告
／請願／一般質問

一般質問

正副議長就任挨拶
／日程（3月定例会の予定）

■ 調査の趣旨

令和6年6月17日に受付された請願第3号「吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願」に関して、請願者からは、特定の市議会議員が請願の賛同人に対し賛同の取消を促す行為を行ったとの指摘や、個人情報が不適切に取り扱われた可能性について、議会に対する苦情と真相究明の申し入れがなされている。

本委員会は事実関係の詳細を調査し、必要な対応策を講じることで、市民の権利保護及び議会への信頼の維持回復に寄与することをその責務とする。

■ 調査対象

森田龍司議長 吉田俊平議員 関綾乃議員 議会（事務局）

報告の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



■ 調査結果

①憲法上の基本権の侵害

調査対象議員が請願賛同人に賛同署名について直接問い合わせた行為は、賛同人の自由な意思決定を損ない、憲法第16条（請願権）、第19条（思想・良心の自由）、第21条（表現の自由）で保障される基本権を侵害したと認定された。

②請願受理権限の濫用

調査対象議員が議会の公正な審査を妨げる行為を行い、議会の信頼性を大きく損ねた。

③個人情報保護の欠如

賛同人名簿の目的外利用や不適切な情報提供が行われ、条例違反及び市民のプライバシー権侵害のリスクが確認された。

■ 提言

本委員会の調査を通じて、請願受理権限の濫用及び個人情報保護の欠如が複数の問題行為として明らかになった。（中略）これらの問題行為を厳正に指摘し、再発防止の必要を強く訴えとともに、市民の請願権が安心して行使できる環境を確保するため、議会運営及び個人情報管理体制を改めて見直すことを提言する。

(1) 議会運営の公正性確保

- 請願審査における枠組みを厳守し、議員が個人的に賛同人に接触することがないように、議長及び議員が請願情報を取り扱う際の手順を再確認し標準化する。
- 市民が請願権を安心して行使できる環境を確保するため、請願の提出及び審査における手続きを透明性を持って公開する。

(2) 議会における倫理規範の強化

- 本調査で判明した問題点を踏まえ、請願権の尊重及び市民権利の擁護を基本に据えて議員の行動規範を見直し、倫理規定を充実する。

(3) 個人情報の保護に関する条例の厳格な遵守

- 請願に付随する個人情報を第三者に公開しないよう管理方針を明確化する。
- 電子データの管理においてパスワード保護や暗号化を必須とし、情報漏洩のリスクを低減するための技術的対策を講じる。

(4) 個人情報管理体制の強化

- 個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

なお、流出した情報については、速やかに削除依頼を行い、その結果を確認することが必要である。

(5) 本委員会の調査を通じて明らかとなった各議員の問題行為に対し、厳しい措置が求められる。

憲法第16条：何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

憲法第19条：思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

憲法第21条：集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

証人尋問等による調査の結果、以下の重要な事実が明らかとなりました。

森田龍司議長による問題行為

- ①賛同人に電話で署名の理由を問いただした行為は、賛同人の憲法第16条、第19条、第21条の基本権を侵害する。
- ②正規の手続きを経ずに一部の議員に対してのみ請願書（賛同人名簿を含む）の情報提供を行った行為は、請願受理権限の濫用に該当する。
- ③請願書の賛同人名簿を利用して行った行為は、個人情報保護条例に違反する。

議長としての責務を著しく逸脱し、市民の基本権を侵害した上に、議会の信頼性を大きく損なう結果を招いた。これらの行為を厳正に指摘し、必要な改善を求める。

関綾乃議員による問題行為

- ①賛同人に対して戸別訪問を行い、賛同人の意思確認を超えた、抑圧的な性質を持つて署名の撤回を促す質問を行った行為は、憲法第16条、第19条、第21条の基本権を侵害する。
- ②賛同人名簿を利用して戸別訪問を行った行為は、個人情報保護条例の趣旨に違反する。
- ③関議員の行為は、請願審査における議会の集団的意思決定の枠組みを逸脱し、請願審査の公正性を損なう結果を招いた。

議員としての責務に反し、市民の基本権を侵害するとともに、議会の公正性を大きく損なうものである。この問題を厳正に指摘するとともに、未だ行為の正当性を主張する行動の改善を強く求める。

吉田俊平議員による問題行為

- ①賛同人名簿を利用して賛同人に連絡を取り、その意思を確認した行為は、賛同人の憲法第16条、第19条、第21条の基本権を侵害する。また、個人情報保護条例の趣旨に違反する。
- ②請願書（賛同人名簿を含む）のデータを自身が所属するライングループに送信した行為は、個人情報保護条例の趣旨に違反する。これによる賛同人のプライバシー侵害の危険は現在も継続している。

議員としての責務を逸脱し、市民の基本権の権利を侵害するとともに、議会の信頼性を著しく損なうものである。これらの問題行為を厳正に指摘し、（議会として）改善策を講じる必要性を強調する。

議会（事務局）による個人情報管理の不備

- ①請願書（賛同人名簿を含む）のPDFデータが電子メールで送信された際、セキュリティ対策（パスワード設定等）が講じられていなかったことは、個人情報保護条例に違反する。
- ②議会運営委員会の傍聴席に賛同人名簿を含む資料が自由に閲覧可能な形で配布されたことは、個人情報保護条例に違反する。

議会が市民から信頼される公正性を担保する上で重大な問題を含んでいる。これらの問題を厳正に指摘するとともに、個人情報管理の徹底及び手続きの改善を図ることを求める。

森田龍司議長の辞任、新議長の就任について

百条委員会中間審査報告の後、森田議長が議長辞職願を提出され、審議の結果、許可されました。その後の議長選挙については、指名推選の方法により、浅田郁雄議員が選任されました。

関綾乃議員に対する辞職勧告決議を可決

12月定例会最終日の12月24日、百条委員会の調査中間報告及び議長辞職・議長選挙の後、日下茂議員から「関綾乃議員に対する辞職勧告決議（発議第15号）」が提出され、質疑・討論・採決の結果、賛成多数で可決されました。

■ 提案理由要旨

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査中間報告書にて指摘された、関綾乃議員による請願3号の賛同人への戸別訪問による干渉、個人情報逸脱といった行為は、請願権の行使や個人情報保護に深刻な影響を及ぼし、地方自治の根幹である市民信頼を損ねる重大な問題であることから、同調査報告書の採択を受け、本決議を行うもの。

■ 決議内容

1. 賛同人への戸別訪問による権利侵害

関綾乃議員が請願第3号の賛同人に対して戸別訪問を行

い、賛同人の意思確認を超えた、抑圧的な性質を持って署名の撤回を促す質問を行った行為は、賛同人の憲法第16条（請願権）、第19条（思想・良心の自由）、第21条（表現の自由）の基本的権利を侵害している。

2. 個人情報の目的外利用

関綾乃議員が請願第3号の賛同人名簿を利用して戸別訪問を行った行為は、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨に違反している。

3. 請願審査手続きの逸脱

関綾乃議員の行為は、請願審査における議会の集团的意思決定の枠組みを逸脱し、請願審査の公正性を損なう結果を招いた。これらの行為は、議員としての責務に反し、市民の基本的権利を侵害するとともに、議会の公平性を大きく損なうものである。

4. 地方自治の根幹に関わる問題

関綾乃議員の行為は地方自治の主体である市民に対する不当な権利侵害であり、市民の信頼を著しく失墜させるものである。一連の行為がもた

らす影響は民主的な意思形成を阻害するなど、地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利をもたらすものと言わざるを得ない。地方自治の根幹を守り、議会の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要がある。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法の精神に則り、関綾乃議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告する。

この発議に対し、関議員から発言の申し出があり、討論・採決の前に弁明をされました。

関議員の弁明の後、次のとおり討論が行われました。

反対討論… 淵本 稔 吉田俊平

賛成討論… 嵯峨山博 西本英輔

横尾正信 藤本邦彦

足立義美 水田文夫

	上田幸広	横尾正信	松井道信	水田文夫	加藤貴之	関綾乃	吉田俊平	尾崎里美	藤原正伸	足立義美	西本英輔	森田龍司	藤本邦彦	日下茂	森下恒夫	嵯峨山博	淵本稔	浅田郁雄
発議第15号：関綾乃議員に対する辞職勧告決議について	○	○	○	○	×	*	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	※

賛成した議員は○ 反対した議員は× ※議長には通常、表決権がありません。 ＊自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

関議員の弁明 及び 質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



吉田俊平議員に対する辞職勧告決議を可決

関綾乃議員に対する辞職勧告決議及び懲罰動議の後、日下茂議員から「吉田俊平議員に対する辞職勧告決議（発議第17号）」が提出されました。

■ 提案理由要旨

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査報告書にて指摘された、吉田俊平議員による請願第3号の賛同人への直接的な連絡、請願書データ不正利用といった行為は、請願権の行使や個人情報保護に深刻な影響を及ぼし、地方自治の根幹である市民信頼を損ねる重大な問題であることから、同調査報告書の採択を受け、本決議を行うものとする。

■ 決議内容

1. 賛同人への直接的な働きかけ

吉田俊平議員が請願第3号の賛同人名簿を使用して賛同人に連絡を取り、その意思を確認した行為は、賛同人の憲法第16条（請願権）、第19条（思想・良心の自由）、第21

条（表現の自由）の基本的権利を侵害する。また、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨に違反している。

2. 請願書データの不正利用

吉田俊平議員が請願第3号の請願書（賛同人名簿を含む）のデータを自身が所属するライングループに送信した行為は、朝来市議会の個人情報保護に関する条例の趣旨に違反する。また、これによる賛同人のプライバシー侵害の危険は現在も継続している。

3. 地方自治の根幹に関わる問題

吉田俊平議員の行為は地方自治の主体である市民に対する不当な侵害であり、市民の信頼を著しく失墜させるものである。一連の行為がもたらす影響は民主的な意思形成を阻害するなど、地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ない。地方自治の根幹を守り、議会の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要がある。

要がある。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法の精神に則り、吉田俊平議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告する。

次のとおり討論が行われました。

反対討論：洲本 稔 加藤貴之
賛成討論：嵯峨山博 横尾正信

	上田 幸広	横尾 正信	松井 道信	水田 文夫	加藤 貴之	関 綾乃	吉田 俊平	尾崎 里美	藤原 正伸	足立 義美	西本 英輔	森田 龍司	藤本 邦彦	日下 茂	森下 恒夫	嵯峨山 博	洲本 稔	浅田 郁雄
発議第17号：吉田俊平議員に対する辞職勧告決議について	○	○	○	○	×	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	*

賛成した議員は○ 反対した議員は× ※議長には通常、表決権がありません。
*自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



懲罰特別委員会の設置

関議員の弁明の中で、請願第3号請願人に対する侮辱発言があったとし、藤原議員（ほか2名）から懲罰動議が提出されました。規定により、懲罰動議の成立に伴い6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されたこととなり、浅田議長により、懲罰特別委員会の委員には次の6名の議員が指名されました。

（正副委員長は互選により決定）

委員長：森下恒夫 副委員長：横尾正信 委員：水田文夫、西本英輔、嵯峨山博、洲本稔

請願第2号：吉田俊平議員の辞職勧告決議を求める請願

6月14日に、沢婦人会（会長 石本 文子氏）から請願が提出され、議会運営委員会で審査を行いました。12月定例会4日目の12月11日、議会運営委員会委員長が審査結果を報告し、質疑・討論・採決を行った結果、委員用の報告のとおり賛成多数により採択されました。

請 願 理 由

吉田議員は令和5年6月26日に開かれた、産業建設常任委員会において、「エセ同和行為」（法務省・全国人権擁護委員連合会発行）のビラを配布しました。更に異なる場所において「エセ同和発言」も行っています。残念な事ですが、多くの人々の尊い努力にもかかわらず、「同和問題」は未だ払拭されていません。私たちは朝来市内の対象地区において「エセ同和行為があった」事実を知りません。吉田議員がなぜ「エセ同和」のビラを議会に持ち込んだのか、疑問があります。私たちは令和5年9月28日、西本議長に「議長立ち合いのもとで、議長室において吉田議員と話し合いをしたい」と申し入れました。議長は承諾してくださり、早速吉田議員にその旨を連絡してくださいましたが、吉田議員は、「発言をしていたとする証拠を見せよ」と話し合いを拒否しました。もとより確かな根拠をもった上での話し合いの申し入れですが、吉田議員の人となりから判断して、第3者に迷惑が及ぶ事が危惧されるため、吉田議員に直接話し合いを申し入れることにしました。令和5年9月29日「話し合いの申し入れ」書を、吉田議員の自宅に届けたところ、吉田議員は「不法侵入」「警察を呼ぶ」と大声で怒鳴り、その後においても話し合いに応じませんでした。議員が市民との話し合いを拒否するあり得ないことが現出したのです。やむを得ず私たちは5日間に渡って「吉田議員糾弾」のビラを市内に配布しました。更に吉田議員は、私たちが反社会的行為を行っているかのように、「議員の文書質問」（令和5年10月12日付）を行い、私たちが、市の施設を使用することを「反社会的行為」として扱おうとしたことは看過出来ません。又、吉田議員は令和6年3月の定例議会最終日（3月28日）の本会議において、朝来市の「非正規職員」に対して差別発言を繰り返しました。吉田議員は「この職員は実際には法制担当者ではありません」「法制担当者は総務課の正規職員ですので、この方は支援員であります。支援員を法制担当者という、正規の担当者が可哀想であります」と、非正規職員に対する差別発言を行いました。市の職員に対し、このような差別発言をする議員には、市民の代表者たる資格はありません。

よって私たちは日本国憲法第十六条に定める請願権を行使し「吉田俊平議員の辞職勧告決議を求める請願」を提出します。

	上田幸広	横尾正信	松井道信	水田文夫	加藤貴之	関綾乃	吉田俊平	尾崎里美	藤原正伸	足立義美	西本英輔	浅田郁雄	藤本邦彦	日下茂	森下恒夫	嵯峨山博	淵本稔	森田龍司
請願第2号：吉田俊平議員の辞職勧告決議を求める請願について	○	○	○	○	×	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	※

賛成した議員は○ 反対した議員は× ※議長には通常、表決権がありません。 * 自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



請願第3号：吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願

6月17日に、大久保義一氏から請願が提出され、議会運営委員会で審査を行いました。12月定例会4日目の12月11日、議会運営委員会委員長が審査結果を報告し、質疑・討論・採決を行った結果、賛成多数により、委員長の報告のとおり採択されました。

請 願 理 由

令和6年3月28日に開催された朝来市議会3月定例会最終日を傍聴していた時、私を含め多くの傍聴者が、吉田俊平議員の発言に強い不快感を覚えました。吉田議員は当日の議場での発言において実に4度に渡り、A支援員に対し市職員の雇用形態の違いを持って仕事の遂行能力が劣るが如くの差別的言辞を発せられました。

1月26日の政治倫理審査会において市の法制担当者（A支援員）が説明された文言に対して「…この職員は実際には法制担当者ではありません」と虚偽の事実を述べ、さらに「法制担当者は総務課の正規職員ですので、この方は支援員であります。支援員を法制担当者と言うと正規の担当者が可哀想であります」と雇用形態を見下し、非正規職員が正規職員に比べて仕事遂行能力が劣るとも取れる発言に驚愕しました。

また反対討論中における「…臨時職員の、会計年度職員である、非常勤職員である、一般職ではない職員の私的な見解」との発言も、雇用形態や非正規職員を見下したあからさな差別的な発言であります。

非正規職員の雇用は調整弁的な位置ではあるが、職務のプロフェッショナルを自負していた者にとっては看過できない差別的発言であります。

またそのほかにも「会計年度任用職員が、指名もされていないのにわざわざ自分の見解を縷々述べて…」とか、さらには「非常勤職員の、会計年度任用職員の見解にすぎないものを根拠にして、審査会の結論を出していること自体が大きな誤り、手続き上の瑕疵である」と極めて露骨で悪質な差別的言辞を繰り返しています。

本会議場でA支援員に対し、何度もこうした悪質な差別的発言を繰り返した吉田議員は言論の府には相応しくない人物であると判断いたすより他はありません。

ここに吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願をするものであります。

	上田	横尾	松井	水田	加藤	関	吉田	尾崎	藤原	足立	西本	浅田	藤本	日下	森下	嵯峨	淵本	森田
	幸広	正信	道信	文夫	貴之	綾乃	俊平	里美	正伸	義美	英輔	郁雄	邦彦	茂	恒夫	博	稔	龍司
請願第3号：吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願について	○	○	○	○	○	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	※

賛成した議員は○ 反対した議員は× ※議長には通常、表決権がありません。＊自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



吉田俊平議員に対する辞職勧告決議を可決

一般質問3日目の12月11日、浅田郁雄議員から「吉田俊平議員に対する辞職勧告決議（発議第8号）」が提出され、質疑・討論・採決の結果、賛成多数で可決されました。

■ 提案理由要旨

請願第2号及び第3号で指摘された吉田俊平議員による市民との対話拒否及び非正規職員への差別的発言は、議員としての品位を著しく損ない、地方自治の根幹である市民及び職員の信頼を損ねる重大な問題であることから、請願第2号及び第3号の採択を受け、本決議を行おうとするもの。

■ 決議内容

1. 市民に対する不適切な対応
委員会におけるビラの配布と、その後の発言を巡って市民から話し合いの要請を受け、議長が仲介して対話の場を設けようとしたにもかかわらず、吉田議員はこれを拒否しました。議員の責務として、市民が疑念や懸念を持ち対話を求

める場合には、その声に真摯に耳を傾け、誤解を解消し相互理解を図る努力が求められます。対話を完全に拒否することは、市民との信頼関係を断ち切る行為です。吉田議員の対応は、公職者として厳しく批判されるべきものであり、議員としての適格性を問われる重大な問題です。

2. 非正規職員に対する差別的発言

令和6年3月28日の本会議において、吉田俊平議員は非正規職員に対して、雇用形態や職務遂行能力に関連した差別的な発言を繰り返しました。それらの発言は、非正規職員への敬意を欠き、その貢献を軽視するだけでなく、非正規職員を明らかに下位と見なす表現や虚偽の内容を含み、非正規職員の尊厳を損ない、職場環境に不必要な不安と不信感を生じさせると共に、市職員全体へも不適切な影響を与え、職員および市民に深い不快感を与えるものでした。こうした発言が、議員に求められる品位を大きく欠き、議員の職責に相反するものであり、

議員の資格を問われるべき重大な問題であることは明白です。

3. 地方自治の根幹に関わる問題

市民は地方自治の主体であり、職員は自治行政の円滑な運営を担います。吉田俊平議員の行為は、それぞれ地方自治の基盤をなす市民と職員の双方に対する不当な侵害であり、これらの行為がもたらす影響は地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ません。地方自治の根幹を守り、市民の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要があります。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法の精神に則り、吉田俊平議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告する。

次のとおり討論が行われました。

	上田幸広	横尾正信	松井道信	水田文夫	加藤貴之	関綾乃	吉田俊平	尾崎里美	藤原正伸	足立義美	西本英輔	浅田郁雄	藤本邦彦	日下恒夫	森下博	嵯峨山稔	瀧本龍司	森田龍司
発議第8号：吉田俊平議員に対する辞職勧告決議について	○	○	○	○	○	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	※

賛成した議員は○ 反対した議員は× ※議長には通常、表決権がありません。
*自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



反対討論：なし

賛成討論：嵯峨山博

横尾正信

日下 茂

藤本邦彦

藤原正伸

足立義美

水田文夫

吉田俊平議員に対して、3件の倫理条例違反を認定

— 朝来市議会政治倫理審査会 —

12月定例会初日の11月28日、吉田俊平議員を対象とする3件の政治倫理審査(朝議第28号)、(朝議第29号)及び(朝議第30号)について、朝来市議会政治倫理審査会審査結果報告の後、事案ごとに質疑・討論・採決が行われました。

審査結果報告書等については、朝来市議会ホームページをご覧ください。



※質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



審査上の共通事項

審査の請求の対象となる事由の該当条項(朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号【市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。】)の解釈、運用について

議員の発言は原則として自由が保障されるが、名誉毀損や差別的発言などは、この自由の趣旨に反するため許容されず、発言自由の行使とその限界の均衡を取る必要がある。具体的事例への適用には、透明性と一貫性を確保する運用方針が必要であり、公平性と予見可能性を担保しなければならない。

事案ごとに確認された事実とその評価 (抜粋・要約)

朝議第28号

令和5年12月25日の第15回朝来市議会定例会における発議第11号朝来市小規模企業等振興条例の制定についての審議中の松井道信議員に関する不当発言

発言の根拠に合理性は認められず、これらを基に会議の場で「委員の質もどうか」や「全権委任」と公然と批判することは、

かであり、名誉毀損の発言であるとも言える。

正当な議論の一環とは認められない。また、この発言が相手の議員としての社会的評価を不当に損なうものであることは明らか

※特定の議員を特定した発言がなく、名誉棄損とするには不十分であるとの少数意見もありました。

審査会では、賛成多数により議員倫理条例違反を認定しました。

朝議第29号

令和5年2月10日の産業建設常任委員会における藤本邦彦議員に関する虚偽発言及び名誉毀損発言

ある議員(藤本議員)が本会議で特定の発言をしたと断定しながら、その発言が実際に存在せず、事実無根の主張であったわけで、発言者(吉田議員)は虚偽の事実を基に他の議員を誹謗中傷したことになる。この主張が事実に基づかない以上、無

根拠な告発を行ったことで他の議員の信用を傷つける結果を招いている。委員会における発言は公的なものであり、その影響力は大きい。これらの発言は議会内での発言自由の範囲を超え、市民に誤解を与え、議会への信頼を損なう行為である。

審査会では、全会一致で議員倫理条例違反を認定しました。

朝議第30号

令和5年2月10日の産業建設常任委員会における一般社団法人よふどの恵及び同法人理事細見守氏に関する虚偽発言及び名誉毀損発言

「よふどの恵」を市の事業に関与させ、市の仕組みを利用して利益を得ることを許すことは問題だとの批判は、事実誤認からの誤解を招く発言で、「よふどの恵」が不適切に行政に関与しているという印象を与え、その社会的信用を傷つけ、関係者の名誉を棄

損する。また、細見氏が「よふどの恵」の代表者であるとの誤った情報を発信し、市が「よふどの恵」に有利な仕組みを作ろうとしていると示唆する発言は、氏の公正さや誠実に疑問を投げかけ、その社会的信用や評価を傷つける。

審査会では、賛成多数により議員倫理条例違反を認定しました。

必要と認める措置 (3つの事案共通)

- ①公開の議場における議長からの厳重注意及び対象議員による謝罪文の朗読

→議長からの厳重注意は事案ごとに行われましたが、吉田議員は謝罪文の朗読を全て拒否されました。

- ②審査請求者の名誉回復に資するために
- ㊦議場における措置後の議長等による記者発表
 - ㊦審査結果の議会だよりによる公表
 - ㊦審査結果のケーブルテレビ放送による公表

	上田	横尾	松井	水田	加藤	関	吉田	尾崎	藤原	足立	西本	浅田	藤本	日下	森下	嵯峨山	瀧本	森田
	幸広	正信	道信	文夫	貴之	綾乃	俊平	里美	正伸	義美	英輔	郁雄	邦彦	茂	恒夫	博	稔	龍司
朝来市議会議員倫理条例第12条第1項の措置を講ずる件（朝議第28号）について	○	○	○	○	○	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
朝来市議会議員倫理条例第12条第1項の措置を講ずる件（朝議第29号）について	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
朝来市議会議員倫理条例第12条第1項の措置を講ずる件（朝議第30号）について	○	○	○	○	×	×	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

賛成した議員は○ 反対した議員は× ※議長には通常、表決権がありません。 * 自己に関する案件であり、審議に加わることはできません。

吉田議員の謝罪文朗読拒否を受け、
3件の抗議文が提出されました

提出者…一般社団法人よふどの恵（12月4日受付）
提出者…松井道信議員（12月5日受付）
提出者…藤本邦彦議員（12月5日受付）

吉田俊平議員の謝罪文朗読
拒否に対する非難決議を可決

一般質問初日の12月9日、足立議員から「吉田俊平議員の謝罪文朗読拒否に対する非難決議」が提出され、質疑・討論・採決の結果、全会一致で可決されました（関議員、日下議員は欠席）。

■ 決議内容

1. 吉田俊平議員による謝罪文朗読拒否は、市民の信頼を損ねるだけでなく、議会の秩序を著しく乱す行為であり、断じて容認できないものとして強く非難します。
2. 吉田俊平議員に対し、速やかに議会決議に従い、謝罪文を朗読するよう改めて求めます。
3. 朝来市議会として、引き続き市民の信頼回復と議会の秩序維持に努めてまいります。

質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例制定に係るパブリックコメント(意見)公募の結果

■意見募集の趣旨と考え方

朝来市議会議員が朝来市職員及び他の議員に対して行うハラスメントを防止し、根絶するための措置を講じることを主な目的とした条例を策定するため、市民の皆さまの意見を募集しました。

■パブリックコメントの結果

募集期間を令和6年11月11日(月)～12月9日(月)の29日間に設定し、2件(電子メール)のご意見をお寄せいただきました。

『【第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる言動をいう。】について、ハラスメントは言動に限らないと思いますので、【～言動、行動及び態度等という。】ように、文言を加えてみてはいかがでしょうか。』といったご意見や、『議長が相談窓口とありますが、議長自身が議員であり公平に関わることができるかは疑問です。議長が対象となった場合に副議長や議会運営委員会委員長が代行するとありますが、こちらもどれほど公平に対応できるのか疑問が残ります。』、『会派の存在がどれほど苦情相談に影響するかは未知数ですが、ハラスメントの被害者が相談先の議員の「会派」を理由に苦情相談を躊躇する可能性は十分にあると考えます。ハラスメントの相談先として議長及び議会だけでは不十分です。警察、労働基準監督署、弁護士等の第三者を盛り込む必要があると考えます。』など、貴重なご意見が記載されていました。

提出された意見等の概要については、
朝来市議会ホームページをご覧ください。



■パブリックコメント実施後の展開

令和6年12月定例会最終日の12月24日、「朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例制定について」として、朝来市議会議員による朝来市職員及び他の議員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するための措置を講じることにより、朝来市議会からハラスメントを一掃し、個人の尊重と信頼に基づいてお互いの能力が十分に発揮される良好な環境を確保することで、市政の発展と市民福祉の向上に寄与し、信頼される議会を実現することを目的とする内容で委員会発議（議会運営委員会）され、質疑・討論の後、採決を行い、全会一致で原案のとおり可決しました。条例の詳しい内容は、次号で紹介します。



質疑・討論・採決の様子は、録画映像インターネット配信をご覧ください。



議会改革調査特別委員会調査報告

議会改革調査特別委員会調査報告

議会基本条例の検証及び関係例規の見直し並びに議会改革に関する調査、研究について、23回にわたり委員会を開催し、意見を次の通り集約した。

①委員会での合意し、実施には関係例規等の改正が必要な項目**①議会基本条例改正の件**

・一般会議をより有意義なものにするため、有識者等の参加を可能とするための改正

・市民に対する情報公開を徹底するため、定例会ごとに議会報告を行うこと及び年1回以上市民との意見交換会を開催することを規定

・災害発生時に加え、発生のおそれ又は感染症のまん延に際しての対応を規定することでオンラインによる委員会開会を可能とすること及び市民にわかりやすい議論を行うため市長等に対し、反問権を付与することを規定

・語句の使用に間違いのある箇所等についての改正

②政務活動費の交付に関する条例改正の件

議会基本条例との齟齬を解消

するため、政務活動費の一人会派への支給をやめ議員個人への支給を可能とする改正が必要である。

③会議録（未定稿）公開の件

現在公開されていない議案審査以外の委員会等の会議録（未定稿）を議員が速やかに閲覧できる環境整備が必要。併せて、会議録（未定稿）を市民等が簡易に閲覧できる環境整備が必要。

④委員会等のネット配信の公開拡大の件

委員会をすべてインターネット経由によりVOD配信する必要がある。

⑤議長事務引継書作成の件

議長の職務の円滑な遂行及び引継ぎのために事務引継書を作成する必要がある。

②委員会での合意し、実施に向けた協議を議会運営委員会に引き継ぐ項目**①オンラインによる方法で委員会を開会する件**

既存のWeb会議ツールを利用することでハード的には実施可能なため、関係例規の改正及び関係要綱の策定が必要。併せて、リモート会議の実施に

についても検討する必要がある。

②議会サポーター制度導入の件

委員会の審査、調査を充実させるため他市の例に倣い、有識者活用の制度化を行う必要がある。

③本会議質疑の時間制導入の件

本会議での質疑が市民によりわかりやすくなるよう、一般質問に倣って、時間制による一問一答方式を導入する必要がある。なお、当委員会では、時間は1回30分を限度とし、2回まで認めるのが適当と合意している。また、実施には議会会議規則の改正が必要。

④委員会による政策提言の件

委員会による政策提言を円滑に実施するため、他市の例に倣い、委員会の年間スケジュールや委員会開会までの流れ等を規定した「常任委員会運営ガイドライン」を策定する必要がある。

⑤議会のパブリックコメント実施の件

議員が重要な条例等を提出する場合、議会基本条例に基づき市民に情報を公開し、意見及び提案を求めるための必要な措置を定めた要綱を策定する必要がある。

⑥議会図書室充実の件

議員の調査研究に資するため議会図書室図書購入ルールを定める必要がある。

③一定の議論はしたものの委員会として合意に至らず、引き続き議会運営委員会での協議されたい調査項目**①朝来市議会委員会条例改正の件**

議員定数減を踏まえ、2常任委員会が適正とする意見と3常任委員会が適正とする意見に、また、議長が常任委員会に加わるべきとする意見と加わるべきでないとする意見に分かれ合意に至らなかったが、次期までに改正が必要。

②広聴広報常任委員会の件

「市民の多様な意見の把握及び意見交換の場の設定」は議会運営委員会所掌とする方が良好とする意見等があったが合意には至らなかった。来年度の議会報告等に向け早期の調整が必要。

③議長の会派離脱の件

議長は、中立公平な立場を担保するため議長在任中は会派に属すべきでないとの意見があるが、政務活動費等の課題もあり合意には至らなかった。

委員会調査報告



④議会改革に関する委員会等の常設の件

議会改革を継続して実施するためには所管する委員会等を常設する必要があるとの意見があるが、議会改革は短期集中で議論すべきとの意見もあり合意には至らなかった。

⑤高校生議会の件

執行権のない議員が答弁するには限界があることから、議員はコーディネイト役に徹するべきではないかとの意見があったが、主催者の位置づけが不明確となるとの意見もあり合意には至らなかった。

⑥議会の評価の件

毎年、市民アンケートを実施するとともに、内部評価及び外部評価を行い議会改革に繋げるべきとの意見があったが、合理的な方法を見出すことができず合意には至らなかった。

⑦本会議等の聴覚障害者への対応の件

手話言語条例制定市として、本会議等の傍聴者に配慮しての手話通訳者の配置やケーブルテレビ放送に字幕スーパーを施してはとの意見があったが、費用負担増等の課題もあり合意には至らなかった。

産業建設常任委員会 調査報告

(1)地域資源を活用した産業振興の取組について及び(2)公共交通まいちゃん号の取組について

『調査の概要』

地域資源を活用した産業振興の取組については岐阜県本巣市を、公共交通まいちゃん号の取組については滋賀県米原市を視察し、調査を実施した。

『委員会のまとめ及び意見』

(1) 本巣市は、観光名所である「淡墨桜」と道の駅「織部の里もとす」が来訪者の目的地であることを考え、道の駅において展示施設「織部展示館」や市観光協会を併設し、

地域観光のゲートウェイ機能を発揮して、交流人口の拡大に繋げている。本市においても竹田城跡や生野銀山など多くの観光地となる観光施設があり、各施設の観光における位置づけを差別化し、来訪者に応じてネットワーク化やプログラミング化を含め、コンシェルジュが周辺地域を含めた観光情報を提供し、周辺地域での観光モデルルートを提供し、周辺地域での観光モデルルートを提

案していくことが必要である。その他、都市計画において、10年、20年単位で市を俯瞰して土地利用計画を見直し、将来にわたり遊休不動産を再生させる仕組みづくりで、街を活性化させ、持続可能な地域創生を図ることが重要である。

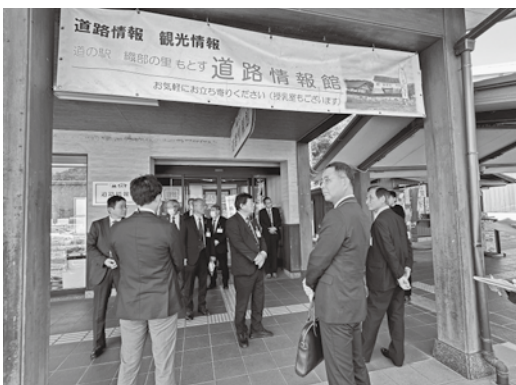
(2) 「まいちゃん号」は、民間タクシー事業者への委託となっており、路線バスが通れない住宅街に停留所を設けることができ、運行が可能である。

委託先事業者は、まいちゃん号運行を優先としているため、その他タクシー事業者は、一般客の対応となっているため、民業圧迫には至っていない。

また、「まいちゃん号」は、エリア間以外に隣接市の拠点施設に地域を跨いで乗車が可能であり、境界を越えた場所から別料金が発生するように運行設計されている。これは、市民アンケートや運行実績から考えられたもので、地域住民の行動、利用実態をよく研究し実施されており、公共交通を考えるうえでの重要な課題といえる。

利用者においては、タク

シーを利用しているような感覚であり、アンケート調査においても満足度は高い。実績から見ると乗合率は高くなく、遠距離利用は、その分料金上がることになる制度設計のため研究する必要がある。本市とは違った運行形態ではあるが、地域を跨いだ運行や料金設定、割引制度など利用者視点から検討していくことは重要であり参考となった。現在、順次、試験運行、本格運行へ移行していくが、利用実績の分析も踏まえ、課題を一つずつ解決し、利用者にとって満足度の高い制度設計をしていく必要性が確認できた。



▲地域観光のゲートウェイ機能を果たす道の駅

請願第4号

飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費用の

助成に関する請願について

9月13日に、足立薫氏及び福井僚士氏から請願が提出され、文教民生常任委員会での審査結果を委員長が定例会初日に報告し、質疑・討論・採決を行った結果、賛成少数により不採択となりました。

反対討論

西本議員 地域猫活動に取組むには、地域の方たちの負担や理解が非常に重要である。朝来市では地域猫活動の取組をされている地域はまだなく、少なくともモデル地域等であつた活動に取組むことができ、機運が高まってから助成すべきではないか。

嵯峨山議員 地域の理解がありますかというような要件をクリアした中で、不妊・去勢手術の補助を行っている自治体もある。やはり、まずはこの地域猫活動というものを市民の皆さんに理解していただいた中で活動を広め、補助をしていくほうがよい。

賛成討論

吉田議員 国の指針や愛護センターの取組のガイドライン等を見ると、まず野良猫の総数管理をすることが主眼にあり、その後に地域猫活動を地域としてどのようにしていくか考えていくという捉え方と思われる。国や県の方針に沿うものであることから賛成。

加藤議員 地域猫活動は国も県も推奨しており、手術費用の助成があることは、市民にとって、この活動を進める上で非常に安心感があると思う。野良猫の数を減らすことは市民全体の願いであらうし、不妊・去勢手術を進めることは非常に有効な手段である。



(請願第4号)

請願第5号

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の

働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願

閉会中の11月14日に、朝来市教職員組合（執行委員長 久茂田浩介氏）から請願が提出され、文教民生常任委員会では審査を行いました。

最終日、委員長報告のとおり全会一致で採択し、この採択に伴い委員長から発議された意見書についても全会一致で可決し、関係機関に提出しました。

持続可能な学校の実現をめざす意見書(抜粋)

【要望事項】

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1. 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらにすすめるため、財政的措置等を講ずること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
2. 教職員定数改善を実施すること。
3. 自治体でのとりくみが確実にすすむよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
4. 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。
5. 引き続き、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣



(請願第5号)

市政を問う



一般質問（代表・個人）では、市長などの執行機関に対して、事務の執行状況や将来の方針等について問い質し、また、行政施策に対する提案等も行います。

なお、内容と写真は各議員が560字以内にまとめ提出したもので、質問順に掲載しています。紙面の制約上、質問・答弁とも要約されており、文責は各議員にあります。



代表質問

教育費、基盤整備は
未来への必要投資

自由倶楽部 日下 茂



○選挙中の特定応援は民意無視

問 選挙中の特定候補応援は、民意に影響を与える行為だが。

答 効果ある人との有志に賛同したが、市民にお詫びしたい。

○斎場の混乱に監督指導を

問 斎場で葬祭時に混乱が発生している。職員の儀式への指示や接遇に苦情があるが。

答 人生の終焉をお送りする施設で、接遇は監督指導する。

○未来への投資に知恵を出せ

問 岐阜県本巣市は、4町村が合併した市で、3庁舎を1つに集約し合理化、本庁は農振解除で新設、周辺の基盤整備も進め投資を固定資産税で回収する考えだが、朝来市は建て替えの為に新たに地価、固定資産税の上昇は見込めない。投資方法が根本的に違うが、市長の見解は。

答 建て替えの答弁は控えたいが、公共施策、基盤整備は未来への必要な投資で、人口減中でもある挑戦していきたい。

問 本巣市は総合公園を高速道



▲東海環状自動車道のPAと直結する「もともるパーク」（本巣市）

PAと直結し、素通り止め作戦、通過で悩む朝来市の見解は。

答 将来を見据え投資をしたい。

○未来へ教育費の大幅投資を

問 教育費は必要不可欠だが。指摘の通り、資質、能力育成に教育費への投資は必要だ。

○和田山駅は交流人増の開発地

問 官民協力で駅の活性化施設を策定する考えはないか。

答 J R、民間企業と意思疎通し、賑わい創出を研究していきたい。

問 官民協力で駅の活性化施設を策定する考えはないか。



代表質問

藤岡市政一期目を総括して

清風の絆 西本英輔



問 藤岡市政の一期目を総括して、その成果と自己評価、残された課題は何か。

答 就任時はコロナ禍で難局をどう乗り切るかと常に思いを巡らせていた。この経験から、私の使命は、市民の幸せと暮らしを守るということという視点で総合計画の施策体系ごとに施政方針を立て、市民の皆様の声を聞き、市民ニーズに柔軟に対応することとを心がけ実施してきた。

成果の自己評価としては、約3年半で、施策の一定の道筋はつけたと思っている。

残された課題として、現在、色々とお要望を賜っている。各課にわたる支援策について、引き続き検討・研究をしていかなければならない。市民の皆様には住み続けたい、市外の方には住みたいと思われるまちを目指して尽力して参りたい。

問 二期目を目指されるか。

答 進退については、心身ともに状態をチェックした上で、し

かるべき時に表明する。

問 齋藤県知事が再選を果たした。本市にとって、何らかの影響はあるか。

答 一連の報道で不安を感じた市民もおられると存じている。懇話会で知事は市町との連携を図っていくと述べており、必要な事業については、こちらからも積極的にアプローチを図り、政策に推して参るので、影響はないものと考えている。



▲一期目を総括し答弁する藤岡市長



代表質問

藤岡市政について

朝来市創生の会 松井道信



問 市長は1期目の市政を振り返ってどのように総括するのか。

答 施策を実施していく中で、特に気を付けたのは、時流に即した対応をすることであり、市内外の多くの方々に住みたい、住み続けたいと思われる街を実現することにあつた。

問 政策実現のために、また、これから見据えて検討していることは。

答 人口減少化にあつても、未来につなげる投資には挑戦していかなくてはいけない。

問 今後の本市における企業誘致活動を、どのように進めようとしているのか。

答 市のホームページを活用するだけでなく、神戸投資サポートセンターとの提携や、自らトップセールスなど、様々な手段で誘致活動を図っていく。

問 先日の知事選で、市長会有志として署名の件が報道されていたがどうなのか。

答 署名はしていない。他市の

市長から推挙の賛同依頼の電話があり、承諾したのみだ。

問 この度の知事選において、本市職員の業務に対して何らかの影響を与えたり、支障が生ずることは発生していないか。

答 数件の電話対応が必要となったが、業務に支障はなかった。

問 今回の知事選で誤情報も多く流されたのではと思うが。

答 SNSの情報拡散力は強く、有効なツールと思うが、一方で正確な情報を読み取る力を養っていく必要がある。



▲兵庫県知事選挙のポスター掲示板



個人質問

銀の馬車道を 短編動画でPRすべき

淵本 稔



○SNS等で発信

問 1863年に起きた生野義挙は、徳川幕府の終わりへと導く歴史の転換点で、多くの幕末ファンへのアピール効果がある。これを分かりやすく短くまとめた動画を作製し、SNS等で発信することによって観光客誘致を促進すべきだが、どのように取り組まれるのか。

答 SNS等を活用してショート動画を発信して、直接情報が届けられるよう取り組む。

問 1876年に開通した「銀の馬車道」は、フランス人技術者のシスレー等の指導によって取り組まれたが、その過程には様々な人間ドラマがあり、日本の近代化にとって欠かせないものである。これを分かりやすく短くまとめた動画を作製し、SNS等で発信すべきだが、どのように取り組まれるのか。

答 銀の馬車道ネットワーク協議会において、動画によるPRを創出するよう提案する。

○公選法の見直しが必要

問 今回の兵庫県知事選挙は、様々な問題が現れた選挙であった。この手法、行動が来年4月の朝来市長選挙において繰り返されるおそれがでてきた。公選法の改正や選挙制度の見直しが必要と思われるが、どのように対応されるのか。

答 今後、国において公選法の改正等について議論がなされるのではないかと考える。



▲最大の難所に設置されたモニュメント



個人質問

きめ細やかな行政を！

吉田 俊平



○土づくりセンターについて

問 自動小袋詰機の導入と燃料高騰対策支援を実施すべき。

答 自動化を実現する方向で対応し、市指定管理施設に影響が及ぶため調整が必要と考える。

○有機農業について

問 特産物振興事業に有機農業を追加し、先進自治体の浜田市に学ぶべきではないか。

答 先進地の事例等を参考に農業者の支援や有機農業の普及と認知度を高める取組を進めたい。

○教育振興について

問 学びのサポーターの小中学校の要望数及び実際の配置数は。

答 小学校は252人の要望に対し123人を対象と判断して21人を配置し、中学校は115人の要望に対し、85人を対象と判断して6人を配置している。

問 学びのサポーターをより充足させていく事は保護者と現場の要請に合致するのではないか。

答 学校運営協議会の中で今後の方策についても模索している。

○修学旅行に補助が必要だ。

問 今後、助成制度の創設について近隣の市町の状況等を必要に応じて調査・研究したい。

○保育振興について

問 年度途中の隠れ待機者の解消に向け職員の配置が必要だ。

答 年度途中の入園希望者の受け入れが可能となるよう、引き続き、保育教諭の確保に努めたい。

○ステイパークについて

問 和田山駅北の社会資本整備事業の中で検討してはどうか。

答 設置する考えはない。



▲朝来市と違い、機能的で負荷も少なく匂いも少ないJA鳥取中央の堆肥センター



個人質問

住民自治の充実強化に向けて

足立義美



○より効果的な検証方法を

問 朝来市自治基本条例審議会は、市の内部検証に基づき、制度や運用状況について検証をされた。しかし、時代の変化に対応したより効果的な方法を検討すべきだと考えるがいかが。

答 前回検証は市の内部検証に基づいて行ったが、今後は多様な市民との対話の場を設け、その意見を反映させる形で審議会を進めたいと考えている。次の検証に向けて、より効果的な方法について引き続き検討を行いたい。

○地域自治包括交付金のあり方

問 地域自治包括交付金は、ほぼ横ばいの状態が続いている。地域活性化を図るためには、大幅な支援増が必要だと考えるがいかが。

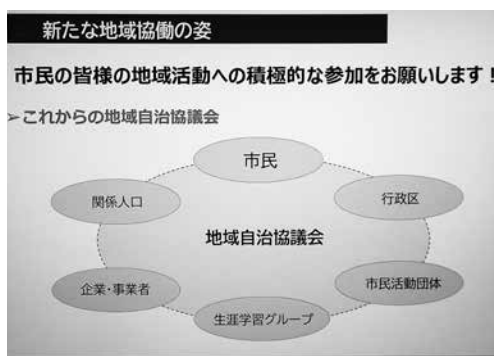
答 地域自治協議会からは、事務局運営費の見直しを求める意見もいただいている。地域自治包括交付金のあり方については、令和7年度予算に意見を反映さ

せるよう検討したい。

○地域協働の姿との関係性

問 地域自治協議会が策定する地域まちづくり計画と、新たな地域協働の姿との関係性が十分明確でないと感じるがいかが。

答 地域協働の指針見直しにあたり、区や地域自治協議会と行政の関係性、そしてそれぞれのあり方を整理したいと考えている。まちづくり計画についても今後の改定時に新たに見直した指針を踏まえて策定していただきたい。



▲地域自治協議会の活性化に向けて幅広い参画を期待

○103万円の壁について

問 税の減収はどれくらいか。

答 一例だが178万円まで引き上げられた場合、年間総額約5億円の税収減が見込まれる。

また、原資である所得税の減収に伴い地方交付税の総額減も想定されるため、地方財政への影響が懸念される。

○本市の学校部活動及び地域での活動について

問 中学校部活動への所属は。

答 市全体で77・6%。学校外のクラブでは硬式野球・サッカー・ダンス等で活動しているが人数などは把握していない。

問 外部顧問の部活指導員とは。

答 現在2名の方に本市の会計年度任用職員として年間2000〜4000時間に亘り、日々の専門的技術指導や大会引率に従事していただいている。面接の際に部活動ガイドラインに沿って指導いただくよう説明している。

問 下校から約30分間、市内中学校間をシャトルバスで巡回し、

住んでよかった朝来市に！



個人質問

関 綾乃



生徒の移動問題を解決しながら合同部活動を検討しては。

答 部活動の廃止や少数部活動同士の永続的な統合も一つの方法ではあるが、課題もある。

○子ども達を取り巻く環境について

問 こどもみらい部設置効果は。

答 具体的な例として母子健康手帳交付時の個別面談に家庭相談員等も同席することで相談者への適切なサービスを提供したり、早期にDVや虐待に対する防止や発見に繋がった。



▲大会への引率と指導(朝来中学校剣道部)



個人質問

住み続けたい

元気で美しい朝来市

水田文夫



○自分たちのまちは自分たちで

問 地域に誇りや自負心を持ち、自分のスキルや知見をまちに還元する人々を「活動人口」というが、市長の認識は。

答 総合計画の「人と人がつながり幸せが循環する」という未来の朝来市を実現していくものと考えている。

問 地域住民や民間企業、活動団体などと共創についてはどのようにお考えか。

答 高齢化を伴う人口減少が進んでいわゆる小規模集落の増加が懸念される。行政ができること、地域自治協議会で取り組んでいただくことを整理し、地域自治協議会と連携して地域協働のまちづくりを進めていきたい。

○地域の誇りの醸成

問 市長ご自身の地域活動の中で、誇り（シビックプライド）とされているのはなにか。

答 地域の「祭り」が私自身の地域に対する誇りや自負心を得る源泉の一つとなっている。

問 朝来地域自治協会は、佐中の進藤家住宅（千年家）と原六郎を語り継ぐ事業を行っていて、「原六郎 渋沢栄一と並び立つ実業家」（著者織戸新）が出版された。市長は、このような取り組みについてどのように思われるか。

答 非常に興味深い取り組みだ。地域の魅力を再発見することにつながり、地域の誇りとしての意識が醸成され、「活動人口」が増えることにつながると考えている。



▶朝来地域自治協議会が資料提供など協力して出版

こどもへの投資は

未来への投資

加藤貴之



問 学校での「個別最適・協調的な学び」と「働き方改革の推進」は一見矛盾する課題だが両立可能か。

答 全てのこどもが自ら主体的に学べる授業づくりを行い、教師は学びの「伴走者」となることを目指している。地域の連携や情報技術の活用も合わせて両立は可能だ。難しい目標だが、各学校の努力で少しずつ成果がでている。

問 全ての子が校区の学校に通えるべき。食事機能に障害がある子へのミキサー給食や、宗教上の禁忌を除いた給食の提供のための職員増は可能か。

答 二次調理は技術的に高度であり、当日の本人の体調等を見ての対応となりセンターでは難しい。宗教上の禁忌は食材の成分表を保護者に渡し判断してもらっている。

問 学校徴収金の現金持参は保護者にも学校にも負担だ。全校で口座振替にし、振替手数料は

保護者ではなく公費負担すべき。

答 （教育長） 市内13校中8校が現金持参。うち5校は口座振替を検討中。（市長） 振替手数料は市全体で削減に取組んでおり、公費負担は流れに逆行する。

問 地域学校協働活動は特色ある取組にこだわらず、登下校の見守りや授業の無料補習塾など基礎的な活動を充実すべき。

答 （教育長） 校長会等を通じて多様な活動パターンを例示していく。（市長） 官民連携が地域のまちづくりにつながる。



▶こどもは自ら学ぶ！

議案審議／補正予算
賛否の状況

百条委員会

辞職勧告決議

請願／
辞職勧告決議

政治倫理審査会

パブコメ結果等

委員会調査報告
／請願／一般質問

一般質問

正副議長就任挨拶
日程（3月定例会の予定）



個人質問

市民にやさしい生活を

浅田 郁雄



問 デマンドバスについて、今後、市内全域に移動出来るように考えているのか。

答 既存の公共交通機関との共存を図るため、エリアをまたぐ運行は出来ない。

問 山東体育館の雨漏りは直して使用した方が良いと思うが。

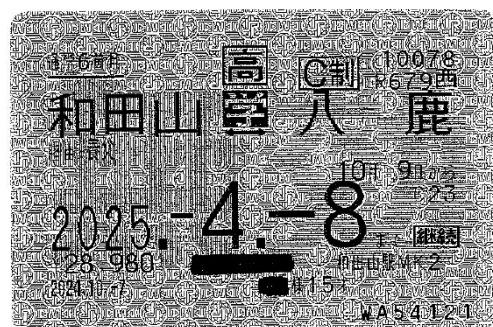
答 簡易的な修繕等を行いながら、安全に施設を利用いただけるよう努めていく。

問 妊婦に対して男性民生委員は大変仕事が多いと聞くが。

答 女性の民生・児童協力委員に同行を依頼する地区もあり、このような形態を民生委員の定例会議等通じて周知し、活動しやすい環境づくりを目指す。

問 今後、男性民生委員がいなくなってしまうが、当局の考えは。

答 国において、専任要件の緩和や活動に対する環境の整備、適切な活動費の確保など民生委員制度の在り方について議論が重ねられており、今後の国の動向を注視していく。



▲現在の通学定期

問 通学定期について、市の助成金等はあるのか。

答 高校生等の通学定期に対する助成制度は、現在のところ持ち合わせていない。

問 和山中学校生徒の竹田駅から和山駅の往復だけ補助があり、市内在住の高校生への補助はないのは問題ではないか。

答 他市に通学する高校生への補助は生徒流出の懸念から、生野―和山間の通学をする高校生のみへの補助は公平性の観点から、少し躊躇している。



個人質問

暮らしやすいまちをめざして

上田 幸広



○難聴者支援について
問 昨年度より65歳以上の方に3万円を上限に補聴器購入費を助成しているが実績は。

答 昨年度は45件、今年度は、11月末現在48件となっている。

問 加齢性難聴など耳の聞こえにくい方の為に市役所窓口

に「軟骨伝導イヤホン」を設置する自治体も増えている。朝来市でも導入すべきでは。

答 先進自治体の状況を参考にしながら研究したい。

○広告掲載事業について

問 行財政改革の観点から、自主財源の確保のために広告掲載事業に取り組むべきであり広報紙やホームページ以外にも市の印刷物や公用車への広告掲載、またケーブルテレビでの企業広告の放送はできないのか。

答 有用な財源確保の為に研究したい。ケーブルテレビでの広告放送は可能である。

○おたふく風邪ワクチンの接種について



軽貨物車



軽乗用車

▶千葉県取手市の広告掲載事業

問 おたふく風邪は、難聴や無菌性髄膜炎など重大な合併症を引き起こす場合があり、ワクチンの接種が有効である。全国自治体の32%が接種費用の助成を行っている。朝来市においても助成を行うべきでは。

答 国の動向を見極めつつ朝来市医師会と協議し判断したい。

※他に、心不全の検診において有効性の高いBNP検査の実施について質問を行いました。

問 地域の神社など、貴重な歴史文化遺産の管理が高齢化等により困難となりつつある。

答 文化財保存活用地域計画作成に当たっては、国・県・市の文化財だけでなく、文化財指定のない歴史文化遺産を把握することが大きなポイント。

計画作成に向けて、地域の歴史文化遺産の調査を市民の方々にお願いすることも想定している。方法は現在研究中。

問 若い世代に伝えることが重要ではないか。

答 地域にどんな歴史文化遺産があるかを、若い世代の方と共有することを積極的に行って頂きたい。必要に応じて文化財課にご相談頂いたり、文化財課をご活用頂きたい。

○地域の活性化のために

問 「おてつたび」をもっと積極的に活用してはどうか。

答 「おてつたび」とは、お手伝いと旅を組み合わせたもの。地域外から訪れる方に業務を手



個人質問

地域の歴史文化遺産を次世代へ

藤本邦彦



▲歴史ある八幡神社に子どもたちの歓声が響く奉納相撲

伝って頂き、その対価として報酬と宿泊場所を提供する。

本制度の活用については、非常に有用な取組であると実感しており、活用した自治協議会からも継続の声を聞いている。参加者からも再び朝来市を訪れたといった感想を頂いている。

問 地域活動を担う若い世代の交流の場を。

答 テーマ型の活動など、若い世代が交流できる仕組みを研究する。地域活動に参画する若者が交流できる場所も充実を図る。

閉会中も委員会活動に取り組みました

委員会	開催日	調査・協議事項	委員会	開催日	調査・協議事項
総務 常任委員会	11月7日	スポーツ推進計画について	議会運営 委員会	10月4日	第21回朝来市議会定例会（令和6年12月）の日程等について等
文教民生 常任委員会	10月15日	歴史文化遺産の保存活用について		10月22日	ハラスメント防止条例案等について
		請願第4号について		11月7日	ハラスメント防止条例案のパブリックコメント等について
	11月19日	請願第4号について		11月15日	第21回朝来市議会定例会（令和6年12月）の議案等について等
産業建設 常任委員会	10月16日	ふるさと寄附金について	広聴広報 常任委員会	11月26日	第21回朝来市議会定例会（令和6年12月）の追加議案等について等
		新たな産業団地について		10月21日	議会だよりの編集・発行について
		エネルギー等について	議会 改革調査 特別委員会	10月15日	今後の委員会の進め方について等
	11月11日	岐阜県本巣市視察（地域資源を活用した観光振興について）		10月28日	議会改革（案）について等
	11月12日	滋賀県米原市視察（公共交通 まいちゃん号の取組について）		11月6日	議会基本条例改正案について等
	11月18日	農地等の保全について		11月14日	議会改革 組織等の課題について等
		行政視察のまとめについて		11月25日	議会基本条例改正案について等

正副議長就任あいさつ



浅田 郁雄 議長

昨年12月24日夕刻に、議長に就任いたしました浅田郁雄です。

過ぎた一年を振り返ると、政治倫理審査会の開催が3回、さらに百条委員会も行われるなど、議会として大変ご迷惑をおかけしました。現在も議会内にはまだ解消しきれない緊張が残っておりますが、議会運営を担う立場として、皆様の信頼に応えられるよう、より良い方向へ導いていく所存です。引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

朝来市の市政をより良くするためには、議会だけでなく行政、そして市民の皆様と手を携えて取り組むことが欠かせません。今後も皆様の温かいご支援とご理解をいただきながら、共に明るい未来を築いていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



藤原 正伸 副議長

一昨年来、相次いだ一部の議員の不祥事は、議会に対する市民の信頼を大きく傷つけました。議員は常に信義に従って行動し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。このことを深く自覚した議員と議会は、政治倫理審査会や百条委員会を設置して調査に当たり、またハラスメントの防止及び根絶に関する条例を制定するなど、不祥事への対応に全力を尽くして参りました。これらの取組みを通じて、議会としての責任を果たすと共に、より一層の綱紀の保持と倫理の向上の必要性を改めて痛感しております。

これまでの議会の努力を受け継ぎ、議長を補佐しながら、議会が議決機関として正常に機能するよう、議員一人ひとりが責任を持つて行動する議会づくりに取り組みます。皆様から信頼される議会運営を目指して参りますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。



あなたの写真が表紙に！

議会だよりの表紙に市民のみなさんが撮影した写真を募集します。ご応募お待ちしております。



次号 第94号
令和7年5月7日
発行予定

3月5日
〆切



表紙写真応募方法の詳細はこちら

3月定例会の予定

月	火	水	木	金
		2/26		
		本会議		
3	4	5	6	7
本会議		一般質問	一般質問	一般質問
10	11	12	13	14
	総務常任委員会	文教民生常任委員会	産業建設常任委員会	総務常任委員会
17	18	19	20	21
文教民生常任委員会	産業建設常任委員会			
24	25	26	27	28
予算決算特別委員会		本会議		

最新の日程については、朝来市議会ホームページをご覧ください。

お問い合わせは議会事務局 TEL 672-1930